

豚コレラ発生での疫学調査結果を踏まえた 飼養衛生管理基準の再徹底等について

農林水産省より、これまでの発生での拡大疫学調査チームによる現地調査の結果から、飼養衛生管理基準の遵守が不十分であったことが確認されており、最近の事例でも「長靴の履き替えや洗浄が不十分であった」こと、「手袋・作業着の交換が不十分であった」こと、「防鳥ネットの未設置、豚舎外壁への間隙や損傷等の野生生物の侵入防止対策が不十分であった」こと等の指摘があるとの情報がありました。

これらの調査結果を踏まえ、本病ウイルスの侵入防止、万が一の際の早期発見及びまん延防止に万全を期すため、別添 1 を参考に飼養衛生管理基準の徹底をお願いします。

【ウイルス侵入対策のポイント】（詳細は別添 1）

1 野生動物侵入防止対策

- ・ 畜舎、堆肥舎等における防鳥ネットの設置 等

2 人と車両等の出入り対策

- ・ 入退場車両の消毒徹底、専用服、靴の着用
- ・ 畜舎専用の衣服及び靴への着替え、手指消毒

3 豚舎内へのウイルス侵入防止対策

- ・ 豚の豚舎間の移動の際は、ケージ・リフトを使用し、使用前後はリフトを消毒
- ・ 豚舎内へ入れる一輪車等の消毒
- ・ 豚舎専用の長靴使用及び豚舎立入前のこまめな手洗い

※全農による消毒等の方法紹介動画も参考にしてください
（別添 2）。



神奈川県中央家畜保健衛生所

〒243-0417 海老名市本郷3658

電話：(046) 238-9111 ファクシミリ：(046) 238-9124

東部出張所

〒226-0015 横浜市緑区三保町2076

電話：(045) 934-2378 ファクシミリ：(045) 934-5432

